

# 建設副産物リサイクル広報推進会議 規約

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会議は、建設副産物リサイクル広報推進会議（以下「広報推進会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 広報推進会議は、建設工事の円滑な施工と資源の有効利用、廃棄物の発生抑制及び生活環境の保全を図るため、建設副産物のリサイクル（「発生抑制」「再使用」「再生利用」及び「適正処理」を含む。）の推進に関する啓発普及のための広報活動および建設リサイクルの推進に関連する活動を構成機関が連携して計画的かつ効率的に実施することを目的とする。

(活動)

第3条 広報推進会議は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- (1) 建設副産物のリサイクルの推進に関する啓発普及活動
- (2) 建設副産物のリサイクルに関する講習機会の提供
- (3) 建設副産物のリサイクルに関する情報の発信
- (4) 建設副産物のリサイクルの啓発普及に関する会員相互の情報交換
- (5) その他広報推進会議の目的を達成するために必要な活動

## 第2章 会 員

(会員の種別)

第4条 広報推進会議の会員は、別表に掲げる機関により構成し、会員の種別は次の2種とする。

- (1) 団体会員
- (2) 法人会員

(入会手続き)

第5条 第2条の趣旨に賛同し、広報推進会議に入会を希望する団体及び法人は、現2会員の推薦状及び別途定める入会申込書を第7条に定める会長に提出しなければならない。

2 入会申し込みをした団体及び法人は、第9条に定める幹事会による入会の承認を経て、会員となることができ、その結果を総会に報告する。

3 法人会員の資格については、別途幹事会が定める。

(資格喪失等)

第6条 会員は、つぎの事由により資格を喪失する。

- (1) 退会の届けを出したとき
- (2) 幹事会の議決により除名されたとき

2 会員がつぎの各号の1に該当するに至ったときは、幹事会の議決によって除名することができる。

(1) 広報推進会議の名誉を汚し、また信用を失うような行為があったとき

(2) 広報推進会議の活動等を営利目的に利用したとき

(3) 規約または幹事会の議決に違反する行為があったとき

### 第3章 組織及び運営

(役員を選任及び職務)

第7条 広報推進会議に役員として、会長1名、副会長2名、監事2名を置く。

2 役員は、第8条に定める総会の代議員の中から、総会において選任する。

3 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

4 役員の任期途中における交代の場合は、その任期は前任者の残任期間とする。

5 会長は、広報推進会議を代表するとともに、総会を招集し、その議長となり、会務を掌理する。また緊急を要する事項又は軽易な事項については、召集に代えて、書面表決により総会を開催することができる。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長に代わって会務を掌理する。

7 監事は、広報推進会議の会計を監査する。

(総会)

第8条 総会は、会員が派遣する者(以下「代議員」という。各団体会員及び法人会員から、1名)により構成する。

2 総会は、事業計画、事業報告、予算・決算の承認その他重要事項を議決する。

3 総会は、代議員の過半数以上の出席により成立する。

代議員が、総会に出席できない場合は、代理人を立てることができる。

なお、委任状をもって、議決を委任することができる。

4 総会の議決は、委任状による者を含め、代議員総数の過半数によるものとする。

5 総会は、年1回以上開催する。

(幹事会)

第9条 広報推進会議に会務の執行のため幹事会を置く。

2 幹事会は幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 幹事は、会員が推薦する者を総会で選任する。

4 幹事長は、会長の所属する組織から推薦された者が、これにあたるものとする。

5 副幹事長は、幹事の中から幹事会において選任するものとする。

6 幹事長は、特定の事項について意見を頂戴するアドバイザーを委嘱する。

7 幹事は、幹事会において第3条に定める広報推進会議の活動内容を検討し、またこの規約により定められた事項を処理する。

8 幹事会は、幹事長が召集する。また緊急を要する事項又は軽易な事項については、召

集に代えて、書面表決により幹事会を開催することができる。

9 幹事会は、必要に応じて部会を設けることができる。

(オブザーバー)

第10条 広報推進会議の活動を円滑に推進するため、会長は、総会のオブザーバーを委嘱することができる。

(成果物等の取扱い)

第11条 広報推進会議の中で作成され、取りまとめられた報告書などの著作権は、作成・取りまとめにかかわった関係者の同意を得て、広報推進会議に帰属するものとする。

2 成果の取りまとめにかかわった会員関係者は、会長の許諾を得て、自らの成果として利用することができる。

(運営費)

第12条 広報推進会議は、運営負担金及び出版図書の販売収入その他の収入により運営する。

2 運営負担金の負担方法については、別途幹事会が定める。

3 退会した会員の既納の運営負担金は返還しない。

(会計年度及び監査)

第13条 広報推進会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 会長は、年度が終了したときは、その会計年度の決算に係る会計書類を整理し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事務局)

第14条 広報推進会議の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局は、一般財団法人 先端建設技術センターに置く。

(その他)

第15条 この規約の変更については、総会の議決による。

2 この規約の施行に必要な事項については、幹事会の決定するところによる。

付則 この規約は、平成9年5月6日より実施する。

2 この規約に基づき、役員が選任されるまでの間は、第8条の規定に関わらず、平成9年4月7日付け委嘱を受けた者で会務を処理するものとする。

3 付則2 削除 平成11年5月12日

4 第1回改正 平成11年5月12日

5 第2回改正 平成15年5月9日

6 第3回改正 平成20年5月28日

7 第4回改正 平成25年9月18日

8 第5回改正 令和5年5月25日